

# Academic Library

## 著書紹介

著者自らが  
近刊を紹介します。



### 「シンガポールの経済発展と日本」

現代社会学部教授 清水洋(単著)

A5判/242ページ/コモンズ/2,800円+税/2004.5.10発行

本書は、1998年にコモンズより刊行された「からゆきさんと経済進出 世界経済のなかのシンガポール・日本関係史」(名古屋大学大学院の平川均教授との共著)の続編。65年以降のシンガポールの経済発展における日本の関与と貢献をブリヂストン、ポッカ、キッコーマンなどの進出日系企業の海外戦略と日本人観光客に焦点を当てて聞き取りと国内外で収集した資料から研究。



### 「十七世紀英文学と都市」

文学部教授 久野幸子(共著)

B5版/207頁/金星堂/5,040円/2004.6.30発行

書名には都市とあるが、それ以外の題目を扱った論文も掲載する十七世紀英国の文学・社会・文化全般についての論集。“John Donne and the Rhetoric of Christian Imperialism”を執筆し、布教活動と植民地獲得の両立を説く聖職者ジョン・ダンの矛盾と内的苦悩を追及した。



### 「サックス博士の片頭痛大全

(原著:Oliver Sacks: Migraine)」

医療福祉学部医療貢献学科視覚科学専攻教授

大庭紀雄(共訳) 共訳:春日井晶子)

文庫版/573ページ/早川書房/980円/2000.11.30発行

医学エッセーで世界的に著名なサックス博士が、多くの人々が悩む片頭痛について、豊富な症例、多数の口絵と図、鋭い観察眼によって明らかにしている。「目の中に星が見える」こともある不思議な片頭痛の世界を平易に科学した不朽の名著である。医療や福祉を学ぶ人々に読んでもらいたく翻訳した。



### 「色のない島へ 脳神経科医のマイクロネシア探訪記

(原著:Oliver Sacks: The Island of Colorblind)」

医療福祉学部医療貢献学科視覚科学専攻教授

大庭紀雄(監訳)

(翻訳:春日井晶子)

四六判/318ページ/早川書房/2,000円/1999.5.1発行

医学エッセーで世界的に著名なサックス博士が、さまざまな臨床症例を示すマイクロネシアの人々の日常生活を心温まる筆致で描くとともに、彼らをとりまく家族や社会にまで視野を広げ、病気と人間との関係を鮮やかに浮き彫りにする感動の書である。医療や福祉を学ぶ若い人々に読んでもらいたく翻訳したものである。



### 「銀幕の子どもたち」

コミュニケーション学部教授

窪田守弘(単著)

A5判/273ページ/晃学出版/2,700円/2004.7.28発行

映画に登場する子どもの演技は、それが彼らの純粋さや無垢から生じたものか、あるいは意図的な行為なのかと判断するのは難しい。本書では、子どもの実像と虚像のイメージに関して、主な作品の内容や時代的背景などの分析から、映画の新しい見方がわかりやすく説明してある。なお、本書は平成16年度愛知淑徳大学出版助成を受けて出版されたものである。



### 【最近の主要著作・研究業績リスト】

単著論文 著書

- 「米銀の証券発行に伴う情報開示義務に関する一考察 SECと銀行監督官庁による監督範囲の議論を中心に」日本経営財務研究会編『経営財務研究双書』2001年
- 「米国の証券法におけるSEC登録免除の取扱に関する一考察 銀行の発行する証券の取扱を中心に」(愛知淑徳大学論集)2001年
- 「金融持ち株会社の証券業務とその検査・監督体制について 米国BLB法制定後の変更点を中心に」(愛知淑徳大学論集)2002年
- 「米国における金融検査・監督体制について」(愛知淑徳大学論集)2004年
- 「金融業の情報開示と検査・監督」(東洋経済新報社)1998年(単著)
- 「米国の銀行規制と根拠法令の研究」(愛知淑徳大学ビジネスコミュニケーション研究所)1999年(単著)
- 『コミュニケーション学入門』(ナカニシヤ書店)2000年(共著)
- 「経営財務戦略の解明」(中央経済社)2001年(共著)

Exchange Act of 1934)による影響したのかを調査すること。第3に、同法の成立が、米銀行業の監督官庁である連邦準備制度(FRS)、通貨監督局(OC)C)、預金保険公社(FDIC)及びSECの規制・監督範囲にどう影響を及ぼしたのかについて、法制面から検討することである。

現在、わが国の大手金融機関は生き残りをかけた大型合併により金融コングロマリット化しつつある。金融コングロマリットは異業種を含む巨大な組織であるため、部分的に生じた経営破綻がシステム崩壊に発展するリスクを有しており、それを未然に防ぐための金融監督の問題が今後生じる可能性がある。こうした観点からも金融コングロマリットの規制・監督をすでに内生化しつつあるアメリカの金融システムおよびアメリカの金融法の研究が必要と考えられている。